

## 公告第2号

第2次総合戦略策定支援業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和元年5月31日

松野町長 坂本



### 1 業務概要

- (1) 業務名 第2次総合戦略策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「第2次総合戦略策定支援業務委託仕様書」のとおり。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和2年3月31日までとする。
- (4) 業務概算額 4,360,000円（消費税及び地方消費税を含み、税率は10%とする。）

### 2 参加資格

本業務に参加を希望するものは、次に掲げる事項を全て満たしておくこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32年度松野町入札参加資格業者名簿（計画・企画業務）に計画・企画書作成業務で登録されていること。  
ただし、この公告の日において登録されていない者であっても、入札参加資格審査に係る申請を行い、企画提案書の提出期限までに登録された者は、この要件を満たしているものとして取り扱う。
- (3) 松野町暴力団排除条例（平成23年松野町条例第21号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でない者又はそれらに関与していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続を開始する申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
- (5) 法人及びその代表者に、法人税（個人事業者は所得税）、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税の未納がないこと。（法人都道府県民税、法人市町村民税、固定資産税、自動車税など納税義務のあるもの全て未納が

ないことの証明)

- (6) 四国内に本社又は支社（事務所・営業所は除く）があり、平成 26 年度以降に総合戦略策定支援業務若しくは総合計画策定支援業務を元請とし完了した実績を有すること。

### 3 プロポーザル参加に係る書類等の配布方法及び期間

#### (1) 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、松野町ホームページから入手するものとする。ただし、事務局においても、参加者 1 者につき各 1 部を配布する。

#### (2) 配布期間

令和元年 5 月 31 日（金）から 6 月 10 日（月）まで

### 4 事務局（担当部署）

松野町役場 ふるさと創生課

〒798-2192

愛媛県北宇和郡松野町大字松丸 343 番地

TEL：0895-42-1111（内線 331）

FAX：0895-42-1119

Mail：m-sousei@town.matsuno.ehime.jp

### 5 選定方法

#### (1) 審査方法

受託候補者の選定は、2 段階審査方式で行う。

#### (2) 審査主体

第 1 次審査（参加表明書等の審査）及び第 2 次審査（企画提案書等の審査）は、森の国総合戦略推進本部総合戦略策定支援業務選考部会において行う。

#### (3) 第 1 次審査

参加表明書等の内容について書類審査、評価を行い、上位 4 者を選定する。ただし、採点の結果、同点の者がいる場合、4 者以上選択することがある。

また、合否判断基準は 50%以上とする。

#### (4) 第 2 次審査

第 1 次審査で選定された者から提出された企画提案書等の内容について、プレゼンテーション選考を実施したうえで評価を行い、交渉権の順位を決定する。

なお、第1次審査における審査結果（採点）は、第2次審査では考慮しないものとするが、2次審査の結果、同点の者がいる場合はこの限りではない。

## 6 応募手続

### (1) 参加表明書等の提出

- ア 提出期限 令和元年6月10日（月）
- イ 提出部数 5部（正本1部・副本4部）
- ウ 提出方法 郵送又は持参
- エ 提出先 前記4の事務局

### (2) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和元年7月1日（月）
- イ 提出部数 10部（正本1部・副本9部）
- ウ 提出方法 郵送又は持参
- エ 提出先 前記4の事務局

## 7 失格事項

以下に該当する場合は提案を無効とする。

- ア 提案者が虚偽の提案をしたとき。
- イ 提案に対して不正行為があったとき。
- ウ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- エ 提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- オ 本プロポーザル期間中において、以下の者に直接、間接を問わず接触し、自身の優位になるよう働きかけを行った場合
  - ① 本プロポーザルの主催者
  - ② 森の国総合戦略推進本部総合戦略策定支援選考部会員
  - ③ 担当課職員（ただし、事務手続に関する事項は除く。）

## 8 契約の締結

審査結果により交渉権第1位に選定された受託候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務委託契約の締結交渉を行い、受託候補者及び松野町が合意したときに契約を締結する。

合意しないときや受託候補者が辞退した場合は、次順位の者と同様の手続を行う。

選定された企画提案書の内容等により、仕様書の一部を変更した上で契約を締結する場合がある。

## 9 その他留意事項

- (1) 資料作成などの費用については、参加者の負担とする。
- (2) 本業務の委託に係る説明会は行わない。
- (3) その他詳細については、「第2次総合戦略策定支援業務の委託に係る公募型プロポーザル実施要領」等を参照すること。